

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、本協定により業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、業務に従事している者が、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してないようにしなければならない

3 前2項の規定は、本協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外利用の禁止)

第3 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(収集の制限)

第4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への委託の禁止)

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、乙が負う個人情報の取扱いに関する業務を委託先にも遵守させなければならない。

(複製等の制限)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第7 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第8 乙は、業務に関する個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等を本協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(協定の解除)

第10 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲は本協定の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第11 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(調査等)

第12 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第13 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。